

トイレブース

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版20章2節に規定するトイレブースとし、使用用途は一般庁舎用とする。

2. 品質・性能等

- （1）品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- （2）主要な資材について、材質および資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- （3）性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

3. 評価名簿詳細事項

材料のパネル厚、パネル表面材等の詳細は、「評価名簿詳細事項」として掲載している。

評価内容（別紙）

トイレブース

1

項 目		品 質 ・ 性 能	備 考
品 質	パ ネ ル	表 面 材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板またはメラミン樹脂系単一材とすること。
		裏 打 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、鋼材については、防食処理および防錆処理を施した材料とすること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
		心 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とすること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
		枠 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、鋼材については、亜鉛めっき処理を施した材料とすること。
		エ ッ ジ 材	同 上
	構 造 金 物	笠 木	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、耐食性のあるものとすること。
		幅 木 ・ 脚 具	JIS G 4305 に規定する SUS304、SUS430J1L または SUS443J1 とし、仕上げは HL とすること。
		壁 見 切 り 金 物	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、耐食性のあるものとすること。
		頭 つ な ぎ 等	同 上
		頭つなぎ等を取り付ける小ねじの類	ステンレス製
	付 属 金 物	ヒ ン ジ	耐食性のあるものとすること。
		ラ ッ チ セ ッ ト	同 上
		戸 当 り	腐食の恐れのある材料には防錆処理を施してあること。
		戸 当 り 部 ゴ ム	使用に十分耐える材質であること。
	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド 等	パ ネ ル	合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙は、ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とすること。
		パネルの保温材、緩衝材、断熱材	ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とし、スチレンは放散しないか、極めて少ないものとすること。
		接 着 剤	フタル酸ジ n -ブチルおよびフタル酸ジ 2 -エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとすること。
		塗 料	ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンは放散しないか、極めて少ないものとすること。

評価内容（別紙）

トイレブース

2

項 目			品 質 ・ 性 能	備 考
加工・組立	パネル・扉	表 面 材	骨組に接着剤を用いて圧着すること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。	
		小 口	防水処理を施してあること。	
		金物取合い補強板	必要に応じ、補強を施してあること。	
	施工誤差への対応性 [表示項目]		[申請者の規定による。]	
外 観	パ ネ ル		人体または衣服の触れるおそれのある部分には、鋭い突起、ばりのないこと。	
	金 物		全体の形状が正しく、表面に使用上支障のあるばり、突起がないこと。	
表面材の性能	耐薬品性、耐汚染性および耐ひつき性	メラミン樹脂系化粧板・メラミン樹脂系単一材	（耐薬品性および耐汚染性のみ） 次の項目を満足していること。または、これと同等の性能を有するものであること。 1. JIS K 6903 の「表 8 品質」の「耐汚染性（C法）」の規定を満足していること。 2. JIS K 6902 の「20.4C法」により試験を行い、「表 9－汚染材料及び放置時間」に規定された材料のうち、材料番号 3.6.7.8.9.10.17 の試験結果の判定は「変化なし」であり、材料番号 1.2.4.5.11.12.13.14.18 の試験結果の判定は「変化なし」または「軽微な変化」であること。	
		低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧合板、ポリエステル樹脂系化粧MD Fおよびポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの規定を満足していること。	
		ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS 0233-1 の「5.6.4.7耐汚染性」のb)および「5.6.4.5引きかき硬度」のb)に規定された次の項目を満足していること。 1. 汚染B試験の結果、試験片の表面に色が残らないこと。 2. 引きかき硬度B試験の結果、試験片につけたきずの深さの平均値が 10μ m以内であること。	
		ポリエステル樹脂系化粧MD F	JIS A 5905 の「表18－化粧MD Fの品質」に規定された次の項目を満足していること。 1. 耐 酸 性：変色しないこと。 2. 耐アルカリ性：変色しないこと。 3. 耐 汚 染 性：汚染用グレースケール 3 号以上。 4. 耐引っかけ性：著しく目立つきず跡が付かないこと。	
		ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908 の「表11－化粧パーティクルボードの性能」に規定された次の項目を満足していること。 1. 耐 酸 性：変色しないこと。 2. 耐アルカリ性：変色しないこと。 3. 耐 汚 染 性：グレースケール 3 号以上。 4. 耐引っかけ性：著しいきず跡が付かないこと。	
性 能	開 閉 耐 久 性	試 験 後 の 状態	開閉に異常がなく、使用上支障がないこと。	
		構造金物・固定金具	ゆるみが生じないこと。	

項 目	品 質 ・ 性 能	備 考
試験方法	1. パネルの耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかかり性試験は、表面材に対応する次の試験方法による。 (1) メラミン樹脂系化粧板およびメラミン樹脂系単一材 JIS K 6902の「20耐汚染性」の「20.4C法」による。 (2) 低圧メラミン樹脂系化粧板 次の(3)～(5)のいずれかの試験方法による。 (3) ポリエステル樹脂系加工化粧板 JAS 0233-2の「4.19.1試験片の作成」および「4.19.2.2汚染B試験」ならびに「4.17.1試験片の作成」および「4.17.2.2引きかき硬度B試験」による。 (4) ポリエステル樹脂系化粧MD F JIS A 5905の「7.1試験の一般条件」、「7.2試験片」、「7.22耐酸性試験」、「7.23耐アルカリ性試験」、「7.24耐汚染性試験」および「7.26耐引っかけ性試験」による。 (5) ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード JIS A 5908の「7.1試験の一般条件」、「7.2試験片」、「7.17耐酸性試験」、「7.18耐アルカリ性試験」、「7.19耐汚染性試験」および「7.21耐引っかけ性試験」による。 2. 開閉耐久性試験は、JIS A 4702の「9.5開閉繰返し試験」および別紙「試験方法の補足事項」によることとし、開閉回数は10万回とする。また、試験体のうち、扉については、申請品のうち最大重量のものとする。 3. ヒンジの繰返し開扉試験は、JIS A 1510-2に規定する試験方法による。 4. 戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2に規定する試験方法による。 5. 1. については表面材メーカーの試験データーを添付することとし、3. および4. については金物メーカーの試験データーを提出することとする。 6. 試験体は、別紙「試験方法の補足事項」による。	

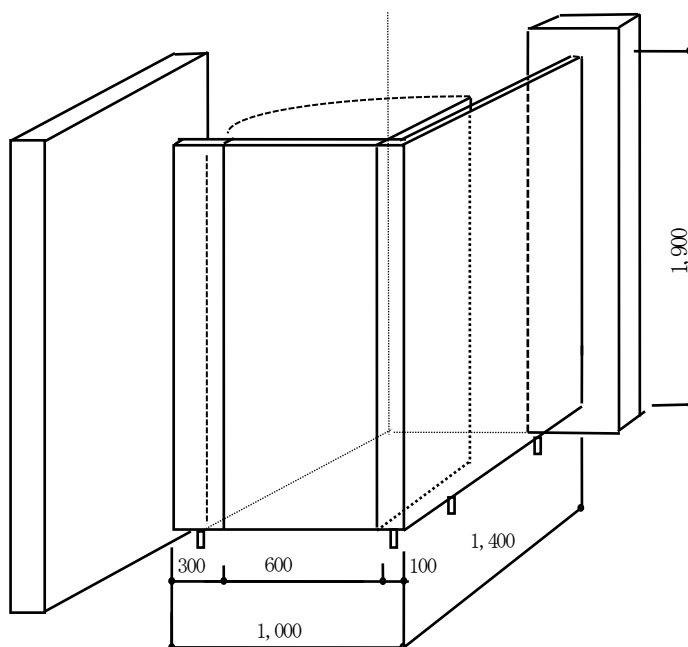
(参 考) JIS A 6512 「表 9—材料」

材 料	規 格
鋼	JIS G 3101、JIS G 3131、JIS G 3141、JIS G 3302、JIS G 3312、JIS G 3313、JIS K 6744
ス テ ン レ ス 鋼	JIS G 4304、JIS G 4305
アルミニウム合金	JIS H 4000、JIS H 4100
ガ ラ ス	JIS R 3202、JIS R 3203、JIS R 3204、JIS R 3205、JIS R 3206、JIS R 3208、JIS R 3209
ボ ー ド	JIS A 5905、JIS A 5908、JIS A 6901
木 材 ・ 合 板	日本農林規格 素材、集成材、合板
そ の 他	JIS A 6931、JIS A 9504、JIS A 9511

試験方法の補足事項

1. 試験体について

- (1) 標準的に使用されるブース寸法により、条件の最も劣性な形状のL字形とする。
- (2) 開閉耐久性試験の試験体は、申請品の中で扉重量の最大のものとする。
- (3) 脚部の種類は、申請品と同様とする。



2. 開閉耐久性試験について

- (1) 固定方法はアンカーによる。(床は、コンクリートとする。)
- (2) 仮設の壁は、形鋼等にスタッドを取り付けP B12mm 貼りに申請品を通常の施工方法により取り付ける。